

観観資第346号

平成30年1月4日

各地方運輸局観光部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

観光庁観光地域振興部
観光資源課長

地域通訳案内士育成等計画の作成要領について

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）の施行に伴い、新たに創設された地域通訳案内士制度について、各地方公共団体による地域通訳案内士育成等計画の作成に向けて、新たに「地域通訳案内士育成等計画の作成要領について」を定めたので、その旨了知するとともに、各管内の地方公共団体に対して周知されたい。

地域通訳案内士育成等計画の作成要領について

〔凡例〕

法 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）

基本指針 地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針（平成30年国土交通省告示第3号）

地域通訳案内士の導入にあたっては、市町村又は都道府県において法第54条第1項に基づき「地域通訳案内士育成等計画」を作成する必要があるが、当該計画の作成に当たっては、同法第54条や基本指針の各規定の他、以下の項目に沿って記載した上で、別紙様式を参考に当該計画の同意を求める申請をされたい。なお、各項目の記載内容については、地域の実情を踏まえて柔軟に作成することを可能とする。

第1 作成主体

地域通訳案内士育成等計画を作成する市町村又は都道府県を記載すること。なお、当該計画は市町村や都道府県が共同して策定することも可能であるが、その場合、全ての市町村又は都道府県を記載すること。

例：〇〇県、〇〇市 等

第2 区域

地域通訳案内士がその業務を行う区域を記載すること。なお、当該区域は市町村又は都道府県の一部の地域のみとして計画を策定することも可能であるが、その場合、明確な業務区域を記載すること。また、複数の市町村又は都道府県が共同で当該計画を策定する場合において、特定の地区に係る名称を記載することも可能とするが、その場合においても、業務区域を明確に記載すること。

例：〇〇県、〇〇市、〇〇市内の〇〇地区、〇〇地方 等

第3 外国語

地域通訳案内士として認定する外国語を記載すること。この場合、外国語については、地域の特性に応じて設定することとする。

例：英語、フランス語、中国語、韓国語 等

第4 研修実施に係る事項

1. 求めるべき外国語能力

地域通訳案内士として求めるべき外国語の能力について記載すること。この場合、求める外国語の能力は、地域の実情に応じて設定することも可能とする。

例：実用英語技能検定2級以上の能力を有していること。

中国語技能検定試験2級以上の能力を有していること。 等

2. 研修項目の内容及び時間数

地域通訳案内士の育成に当たって実施する研修項目及びその内容、各研修時間数、想定する研修講師等について記載すること。この場合、各研修項目や時間数については、地域の実情に応じて設定することも可能であるが、特例ガイドにおいて実施している平均的な研修項目・時間数は別紙参考資料のとおりであり、新たに地域通訳案内士を導入する地域においても、1.と同様に、これらと同等以上の研修項目・時間数を設けることが望ましい。

例

研修項目	研修内容（概要）	研修時間	想定する研修講師
オリエンテーション	研修開催に当たっての説明 地域通訳案内士に関する説明	1時間	自治体の職員
語学研修	旅行者とのコミュニケーション を円滑に図る知識	15時間	ネイティブ講師
...

3. 研修受講に係る効果測定の実施

研修実施後においては、地域通訳案内士の質を確保する観点から、受講者に対して口述試験等による効果測定を実施することにより、研修に係る知識・能力の習得の確認を行うとともに、測定の結果、習得状況が一定水準に満たない場合には、補講等により着実に研修内容を理解させること等の措置を執ることが望ましい。そのため、効果測定を実施する場合には、その方法について記載すること。

例 効果測定方法について

地域通訳案内士として登録に当たり、口述試験を実施する、この口述試験は1人当たり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、スピーキングスキルやプレゼンテーション能力、ガイド能力について確認を行う。

4. 実施時期

地域通訳案内士の募集時期や研修の実施時期等について記載すること。

例

- ・ 研修実施に向けた準備：平成30年4月～7月
- ・ 制度周知期間：平成30年8月～
- ・ 研修受講募集期間：平成30年9月～10月
- ・ 研修実施：平成30年11月～12月
- ・ 地域通訳案内士の登録：平成31年1月～

第5 地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

複数の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を作成する場合には、法第54条第2項第3号の規定により、地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県を記載すること。

例：〇〇県、〇〇市

第6 その他必要と認める事項

地域通訳案内士の育成に当たり、当該計画を策定する市町村又は都道府県の実情等を踏まえ、地域通訳案内士に対する定期的な研修制度の実施や更新制の導入、用いる地域通訳案内士の特別な名称など、市町村又は都道府県が当該計画を作成する上で必要と認める事項を記載すること。

附 則

本通達は、平成30年1月4日から施行する。

(別紙様式)

番号

平成 年 月 日

観光庁長官 あて

都道府県 又は 市町村

地域通訳案内士育成等計画の同意について

通訳案内士法第54条第1項に基づき、地域通訳案内士育成等計画を別添のとおり作成したので、同条第3項に基づき、観光庁長官の同意を求めます。

〇〇〇地域通訳案内士育成等計画

1. 地域通訳案内士育成等計画の作成主体

2. 区域

3. 外国語

4. 研修実施に係る事項

(1) 求めるべき外国語能力

(2) 実施する研修内容等

①研修概要

研修項目	研修内容（概要）	研修時間	想定する研修講師

②研修内容

1. オリエンテーション

...

2. 〇〇〇〇

...

3. 〇〇〇〇

③効果測定の実施方法

④実施時期

5. 地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

6. その他必要と認める事項

特例ガイドにおいて実施している研修項目及び時間数

研修項目	研修内容	研修時間数
①オリエンテーション	研修に関する説明、通訳案内士法や地域通訳案内士に関する説明 等	1 時間程度
②語学研修	外国語を用いて外国人との円滑なコミュニケーションを図るための知識 等	1 0 時間程度
③コミュニケーション ホスピタリティ ガイドスキル	接客研修やおもてなしの精神等、通訳案内時に必要な技術 等	3 時間程度
④地域に関する知識	地域の地理・歴史・文化等、地域観光に関する知識 等	1 5 時間程度
⑤旅程管理	基礎的な旅程管理業務に関する知識 等	8 時間程度
⑥実地研修	模擬ツアー等によるガイドスキルの向上に向けた研修 等	1 5 時間程度
⑦救命措置	A E D の取扱方法や応急手当の知識・技術 等	3 時間程度
合 計	—	5 5 時間程度